令和5年度

第1回水戸市文化財保護審議会

日 時 令和5年7月14日(金曜日) 午後2時00分から

場 所 本庁舎3階 教育委員会室

議題

- 1 審議事項
 - (1) 市指定文化財指定候補物件について(非公開)
 - (2) 市地域文化財認定候補物件について (非公開)
- 2 報告事項
 - (1) 市指定文化財「吉田神社の秋季祭礼」の神輿渡御について(非公開)
 - (2) 指定文化財の修理について(公開)
 - ア 国指定文化財「薬王院本堂」の修理について
 - イ 県指定文化財「綿引家住宅(主屋・倉)」の倉の葺き替えについて
 - ウ 市指定文化財「会沢正志斎の墓」の墓石台石の修理について
 - (3) 国特別史跡「旧弘道館」内にて発生したナラ枯れの対応について(公開)
 - (4) 水戸市文化財保存活用地域計画について (公開)
 - (5) 令和5年度文化財関連主要事務事業について(公開)
- 3 その他 (公開)

水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課

水戸市文化財保護審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	団体名・役職名等	任期
会 長	大津 忠男	鹿島神宮文化研究所所長	
副会長	永井 博	茨城県立歴史館特任研究員	
	栗原 邦俊	六地蔵寺住職	
	黒澤 彰哉	水戸市史跡等整備検討専門委員	
	田所 清敬	八幡宮宮司	令和4年2月5日から
委員	田中 裕	茨城大学人文社会科学部教授	令和6年2月4日まで
委員	藤本 陽子	水戸市立博物館協議会委員	
	安 昌美	茨城生物の会理事	
	安田 一男	文化財建造物保存技術協会技術参与	
	由波 俊幸	茨城県立歴史館学芸課長	

事務局出席者名簿

氏 名		所属・役職名
小川 邦明	教育部参事兼歴史	文化財課長兼世界遺産推進室長
関口 慶久		副参事兼課長補佐兼内原郷土史義勇軍資料館長
森田 信行		埋蔵文化財センター所長
富永 慧	tot de la	文化財係長
藤尾 隆志	教	世界遺産推進室世界遺産係長
柿澤 晟也		文化財係主幹
杉岡有里乃		文化財係主事
角田 悦子		文化財係会計年度任用職員

審議事項(1) 市指定文化財指定候補物件について(非公開)

審議事項(2) 市地域文化財認定候補物件について(非公開)

報告事項(1) 市指定文化財「吉田神社の秋季祭礼」の神輿渡御について(非公開)

報告事項(2) 指定文化財の修理について(公開)

ア 国指定文化財「薬王院本堂」の修理について

1 文化財概要

種		別	建造物
名称	及び員	数	薬王院本堂 1棟
所	在	地	水戸市元吉田町 682 番地
所	有	者	宗教法人薬王院

2 経緯及び現状

令 和 2 年	所有者から、本堂の屋根から時折雨漏りがあるとの相談がある。
令 和 3 年	文化庁調査官が現地指導実施。修理を要することが確認される。
	国・県・市補助事業(補助率:国 55%, 県 15%, 市 15%)として採択
令 和 4 年	され、6月から修理事業を開始。公益財団法人文化財建造物保存技術
7 和 4 平	協会(東京都。以下「文建協」という。)と設計監理業務委託契約を締
	結する。建物の耐震診断が始まる。
	1月,風基建設株式会社(東京都)と工事請負契約を締結する。
令 和 5 年	3月,素屋根架設が完了する。
	6月,屋根銅板の解体が完了し,文建協による木下地調査が始まる。

3 今後の予定

	令 和 5 4	年	本工事, 現場説明会
T.			耐震診断結果報告書提出 (補強工事の有無決定)
	A ∓n c	5 年	本工事, 現場説明会
T	令和(耐震補強工事(耐震診断の結果必要と判断される場合)



銅板解体中



解体した銅板の裏書き

イ 県指定文化財「綿引家住宅(主屋・倉)」の倉の葺き替えについて

1 文化財概要

種		別	建造物				
名称	及び」	員数	綿引家住宅(主屋・倉) 2棟				
所	在	地	水戸市元吉田町 2192 番地				
所	有	者	綿引 一裕				

2 経緯及び現状

	所有者から、主屋及び倉の屋根の茅の抜けが著しいため、挿し茅・
	葺き替えを行いたいとの相談を受ける。
令 和 2 年	安田委員が現地を視察。茅の抜けにより押し鉾竹が見えてしまって
	いる状態であることを確認し、主屋・倉ともに挿し茅・葺替が必要と
	の意見を受ける。
令 和 3 年	県・市補助事業(補助率:県50%,市25%)として採択され,主屋の
中 C IIT 中	挿し茅・葺替が完了する。施工業者は有限会社茅匠(かすみがうら市)。
<u> </u>	県・市補助事業(補助率:県50%,市25%)として採択され,主屋の
令 和 4 年	挿し茅・葺替が完了する。施工業者は有限会社茅匠(かすみがうら市)。

綿引家住宅 倉(令和4年度修理完了)





西面 修理前



東面 修理後



西面 修理後

ウ 市指定文化財「会沢正志斎の墓」の墓石台石の修理について

1 文化財概要

種		別	史跡
名		称	会沢正志斎の墓
所	在	地	水戸市千波町 2367 番地
所	有	者	会沢 安之
管	理	者	本法寺
墓	石 寸	法	横幅 1,200 mm/奥行 130 mm/高さ 1,430 mm

2 経緯及び現状

	所有者から, 史跡内の墓石(会沢正志斎の墓標)が劣化していると
令 和 2 年	の連絡がある。
7 和 2 平	松井敏也筑波大教授(文化財保存科学)が現地調査。亀裂は石の劣
	化ではなく、荷重による割れであるため、修理できるとの所見。
令 和 3 年	市補助事業(補助率:50%)として採択され、墓石塔身の修理が完了
中 C IIT 中	する。施工業者は新成田総合社 (千葉県)。
令 和 5 年	塔身の修理の過程で判明した台石の割れについて、市補助事業(補
TT 71 0 44	助率:50%) として採択される。

3 今後の予定

令 🏃	₹⊓	5	左	7~8月頃	,墓石台石の修理を行う。	施工業者は新成田総合社(千
, ti	<u>ተ</u> ዞ	J	+	葉県)を予定	0	



会沢正志斎の墓 墓石台石の割れの状況 (塔身修理中の写真)

報告事項(3) 国特別史跡「旧弘道館」内にて発生したナラ枯れの対応について (公開)

1 文化財概要

種		別	特別史跡				
名称	及び真	員数	旧弘道館				
所	在	地	水戸市三の丸1丁目6番地				
管	理	者	茨城県				

2 経緯及び現状

	9月,弘道館鹿島神社から,境内のナラの木が枯れているとの報告
	がある。
令 和 4 年	10月,茨城県県央農林事務所が現地調査し, カシノナガキクイムシ
	の穿入が見られることから,ナラ枯れが発生していることを確認す
	る。合わせて、5月上旬までに駆除するよう指導を受ける。
	4月,ナラ枯れ被害木の伐採燻蒸を行う。なお,史跡地であるため
令 和 5 年	伐根は行わず、根株をビニールシートで覆い、燻蒸剤を充填して駆除
	する。



国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書所収の図に加筆





被害木伐採状況

報告事項(4) 水戸市文化財保存活用地域計画について(公開)

1 文化財保存活用地域計画の概要 ※ 別紙資料 2 地域計画パンフレット参照

- ・ 文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)とは、市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランのこと。
- ・ 平成30年の文化財保護法改正により,市町村が作成する地域計画の文化庁長官による認定等が制度化された。
- ・ 地域計画において、文化財の保存・活用に関する将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が促進される。
- ・ 作成した地域計画を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず地域住民の 理解・協力を得ることにより、地域総がかりによる、より充実した文化財の保存・活 用を図っていくことが可能となる。
- ・ 令和4年度末現在,96市町村が地域計画を策定し国の認定を受けている。また,150 区市町村以上が策定作業に取り組んでいる。

2 本市の文化財関連計画

計画名	計画期間	位置付け
市文化財保護計画	H14 年度~H23 年度	市単独計画
市文化財保護・保存・活用基本計画(第2次)	H30 年度~R5 年度	"
市歴史的風致維持向上計画	H21 年度~H30 年度	法定計画
市歴史的風致維持向上計画(第2期)	R元年度~R10年度	"

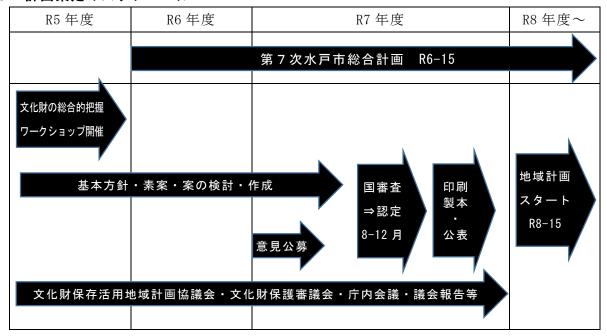
3 地域計画への移行について

市第6次総合計画及び市文化財保護・保存・活用基本計画(第2次)(以下「基本計画」という。)の計画期間終了にあわせ、市単独計画である基本計画から、法定計画である地域計画に移行し、国からの支援を受けながら、地域総がかりによる文化財の保存・活用を図ることとする。

4 地域計画策定のメリット

- ・ 市内文化財が網羅的に把握できるとともに、文化財の魅力や保存・活用に係る課題 等の周知が進み、市民協働による事業の推進環境が整う。
- ・ 未指定文化財も含めた地域の文化財の一体的な保存・活用が可能となる。
- 財政的支援の幅が広がる(補助率のかさ上げ、採択率アップ、地方交付税の拡充等)。

5 計画策定のスケジュール



【参考 文化財保護審議会と文化財保存活用地域計画協議会について】

文化財保護法(抜すい)

(文化財保存活用地域計画の認定)

第百八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、 文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定め られているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化 財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第百九十二条の六第一項にお いて「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請すること ができる。

(中略)

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらか じめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努 めるとともに、<u>地方文化財保護審議会(第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組</u> 織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の 五第二項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

(中略)

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

水戸市文化財保存活用地域計画協議会設置要項

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第183条の9第1項の規定に基づき,水戸市文化財保存活用地域計画協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 水戸市文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに実施に係る連絡調整に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、協議会が必要があると認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 水戸市
 - (2) 茨城県
 - (3) 商工関係団体
 - (4) 観光関係団体
 - (5) 文化財関係団体
 - (6) 学識経験者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

第6条 協議会,会長(会長が置かれる前にあっては,水戸市教育委員会教育長)が招集 し、会長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課において行う。 (補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 この要項は、令和5年6月15日から施行する。

水戸市文化財保存活用地域計画協議会名簿

(任期:令和5年7月1日から令和7年6月30日)

	氏 名	役 職 名	備考
1	大津 忠男	水戸市文化財保護審議会会長	学識経験者
2	小野寺 淳	水戸市歴史的風致維持向上計画協議会会長	IJ
3	笹目 礼子	水戸市博物館協議会副会長	IJ
4	高橋 修	茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワ ーク代表	IJ.
5	山辺 太	水戸商工会議所事務局長	商工関係団体
6	田口 茂	水戸観光コンベンション協会事務局長	観光関係団体
7	三ツ石 敏	偕楽園公園を愛する市民の会会長	文化財関係団体
8	宮﨑薫	茨城県文化課長	茨城県
9	棯崎 芳明	水戸市商工課長	水戸市
10	小林 一仁	水戸市観光課長	IJ
11	平澤 俊之	水戸市都市計画課長	IJ
12	安田 理恵	水戸市教育研究課長	IJ
13	小川 邦明	水戸市歴史文化財課長	IJ

報告事項(5) 令和5年度文化財関連主要事務事業について(公開)

事務事業名	内容
	(1)水戸郷土かるためぐり
	期 日 7月26日(水),8月2日(水)
	コース 偕楽園、水戸八景(仙湖暮雪、青柳夜雨)等
	対 象 小学生及び保護者,各回40人
	(2) 史跡めぐり
1 文化財関連行事の	期 日 10月5日(木),10月12日(木)
実施	コース 袋田の滝、棚倉町(福島県)方面(予定)
	対 象 一般,各回40人
	(3) 文化財防火デー
	期 日 令和6年1月26日(金)
	場所調整中
	内 容 講習会,防災訓練
	弘道館・水戸城跡周辺地区について、水戸の顔にふさわし
	い歴史まちづくりとして,復元した水戸城大手門・二の丸角
	櫓の周辺環境を整備するとともに,その活用方法を模索する。
2 水戸城歴史的建造	(令和5年度)
2 水戸城歴史的建造 物の活用	水戸城周辺法面整備計画作成
物の石用	・水戸城に関する出前講座(随時)
	・水戸城活用推進会議(仮称)設置の検討
	・二の丸角櫓アプローチパネル展示業務の検討
	・その他(講演会等)
	水戸を訪れる人が水戸の歴史を理解し、親しみを持つこと
3 文化遺産説明板の	ができるよう、文化遺産説明板の設置等を推進する。
設置	(令和5年度)
	・指定文化財の説明板の設置及び修繕
	市内備前町地内に生息するヒカリモについて、市指定文化
	財としての保護・保存に向けた取組を推進するとともに、観
4 市指定天然記念物	光資源としての活用方策を検討する。
ヒカリモの検証・活用	(令和5年度)
事業の推進	・生息地の環境調査
	・屋外観察地整備に向けた屋外培養試験
	地域にある文化財の調査・研究を行うことにより、新たな
	歴史的価値を見出し,地域の宝としての魅力向上を図る。
5 水戸市地域文化財	(令和5年度)
制度の活用	・地域文化財候補物件の調査及び認定
	・認定された地域文化財の説明板設置

事務事業名	内 容
	平成31年3月26日に国の認定を受けた「水戸市歴史的風致維持向
6 水戸市歴史的風致	上計画(第2期)」に基づき、水戸ならではの歴史的景観を保全・形
維持向上計画(第2	成するとともに,風格ある歴史まちづくりを推進していく。
期)の推進	(令和5年度)
	・中間評価の実施
	新たな交流を創出する観光資源としての活用が図られるよ
7 吉田古墳整備事業	う, 史跡整備に向けた取組を進める。
の推進	(令和5年度)
	・用地交渉
	歴史公園の開設に向け、観音堂山地区内の調査・研究を行
	うとともに、保存活用計画の策定作業を推進する。
8 台渡里官衙遺跡群	(令和5年度)
整備事業の推進	・国指定地の公有化
	・保存活用計画策定(~令和6年度)
	・範囲確認調査報告書刊行に向けた整理作業(~令和6年度)
	地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産である埋蔵文化財
9 市内遺跡発掘調査	について, 市民の理解と協力を得ながら, 文化財保護法に則
事業の推進	り、適切な保護・保存を図るため、試掘・確認調査及び本発
	掘調査を実施する。
	(1)かやぶき体験教室
	第1回 7月22日(土), 第2回 8月26日(土)
	(2) 勾玉つくり教室
	第1回 8月6日(日), 第2回 8月20日(日),
10 埋蔵文化財公開活	第3回 11月12日(日)
用事業の推進	(3) 土器・塩づくり体験教室(ダイダラボウの大昔たいけん隊) 7月29日 (土)
	10月21日 (土) ~ 2月25日 (日)
	「5)縄文服装体験教室(縄文ファッションストリート)
	11月12日(日)~2月25日(日)
	無形民俗文化財等の伝承保存及び後継者育成を図るため、
	市内の民俗芸能伝承団体の活動に対する支援を実施する。
11 民俗芸能伝承団体	(令和5年度)
	・民俗芸能団体 6 団体に対する支援
への支援	・水戸市郷土民俗芸能のつどい開催
	期 日 令和6年3月9日(土)
	場 所 水戸市民会館 (グロービスホール)

事務事業名	内容
	近世日本の重要な教育遺産であり、日本遺産に認定された
	弘道館と偕楽園の世界遺産登録に向け、関係自治体との協議
	会を通じた広域連携の活動を推進するとともに、市民との協
12 教育遺産の世界遺	働による取組を進め、登録に向けた機運と郷土愛の醸成に努
産登録に向けた取組	める。
の推進	(令和5年度)
	・国際シンポジウムの開催
	期 日 令和5年11月19日(日)
	場所京都府京都市
	日本遺産「近世日本の教育遺産群ー学ぶ心・礼節の本源ー」
	の魅力を国内外に向けて発信し、構成文化財である弘道館、
	偕楽園、旧水戸彰考館、日新塾、大日本史の国際的な知名度
	を高める。また、観光や教育の振興を進めることで、郷土愛
13 日本遺産周知事業	の醸成と,地域のブランド力の向上を図る。
の推進	(令和5年度)
	・「日本遺産フェスティバルin桑都・八王子」への参加
	期 日 11月4日(土),11月5日(日)
	場所東京都八王子市
	内 容 公開講座,PRブースの出展
	(1)企画展 子どもミュージアム
	「昆虫の不思議」
	会 期 7月25日 (火) ~8月27日 (日)
 14 博物館の企画展・特	(2) 特別展
別展の開催	「ろうの仕事 中村光哉の染色」
	会 期 10月21日 (土) ~11月26日 (日)
	(3) 特別展
	「江戸氏 — 常陸戦国史を駆けた水戸城主 —」
	会 期 令和6年2月3日(土)~3月10日(日)

〇水戸市文化財保護審議会条例

平成4年9月22日 水戸市条例第50号

水戸市文化財保護審議会条例(昭和51年水戸市条例第29号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 文化財の保存及び活用について調査、審議するため、水戸市文化財保護審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、水戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査、審議する。
 - (1) 文化財の保存に関すること。
 - (2) 文化財の活用に関すること。
 - (3) その他必要と認められる事項に関すること。
- 2 審議会は、文化財の保存及び活用に関し必要な事項について教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、関係機関の役職員及び学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する 10人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において行う。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

〇「水戸市指定文化財」指定答申基準

水戸市文化財保護条例 (昭和 51 年 10 月 1 日水戸市条例第 28 号) に基づく文化財の指定 は次の基準により行う。

第1 水戸市指定有形文化財

次に掲げる有形文化財のうち、本市又は本市を含む地域(以下「地域」。)を理解する 資料として公開及び学術研究等に活用が可能なもので、次の各号のいずれかに該当する もの

1 建造物

- (1) 各時代又は類型の典型となるもので、創建又は再建当時の原型をよく残すもの
- (2) 意匠的又は技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派又は地域的特色の顕著なもの
- (6) 建造物及びこれらのものと一体をなしてその価値の形成している土地その他の物件で上記の(1)から(5)のいずれかに該当するもの

2 絵画・彫刻・工芸品

- (1) 各時代の遺品のうち制作が特に優秀なもの
- (2) 文化史上又は美術史場特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材, 品質, 技法等の点で顕著な特色を示すもの
- (4) 特殊な作者,流派等を代表する顕著なもの
- (5) 地域に関連のある作家の代表作と認められるもので、学術上意義のある資料となるもの
- (6) 渡来品で特に意義のあるもの

3 書籍・典籍

- (1) 書籍類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、文化史上又は書道史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で、文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち写本類(版木を含む)は、文化史上又は印刷史上貴重なもの
- (4) 書籍類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で特に意義のあるもの

4 古文書

- (1) 古文書類は、歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記,記録類(絵画,系図類を含む)は,その原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- (3) 木簡, 印章, 金石文等は, 記録性が高く, 学術的価値の高いもの
- (4) 古文書類,日記,記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の

高いもの

(5) 渡来品で特に意義のあるもの

5 考古資料

- (1) 政治,経済,社会,文化,科学技術等,歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち特に学術的価値の高いもの
- (2) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で,歴史的又は系統的にまとまって伝存し,特に学術的価値の高いもの
- (3) 渡来品で特に意義のあるもの

第2 水戸市指定無形文化財

次に掲げる無形文化財のうち、地域を理解する資料として公開及び学術研究等に活用が可能なもので、次の各号のいずれかに該当するもの

1 芸能

- (1) 芸術的価値の特に高いもの
- (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 流派又は地域的特色が顕著なもの

2 工芸技術

- (1) 芸術的価値の特に高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 流派又は地域的特色が顕著なもの

第3 水戸市指定有形民俗文化財

- 1 次に掲げる有形民俗文化財のうち、その形態、制作技法、用途等において地域の基盤 的な生活文化の特色及び歴史的変遷を示すもので特に重要なもの
 - (1) 衣食住に用いられるもの
 - (2) 生産、生業に用いられるもの
 - (3) 交通,運輸,通信に用いられるもの
 - (4) 交易に用いられるもの
 - (5) 信仰に用いられるもの
 - (6) 社会生活に用いられるもの
 - (7) 民俗知識に関して用いられるもの
 - (8) 民俗芸能,娯楽,遊戯に用いられるもの
 - (9) 人の一生に関して用いられるもの
 - (10) 年中行事に用いられるもの

第4 水戸市指定無形民俗文化財

風俗習慣及び民俗芸能のうち、次のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 由来,内容等において地域の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事,祭礼,法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- (3) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (4) 芸能の変遷の過程を示すもの

(5) 地域的特色を示すもの

第5 水戸市指定史跡

次に掲げるもののうち, 歴理解のために欠くことができず, 且つ, その遺跡の規模, 遺構, 出土遺物等において学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚,集落跡,その他生活に関する遺跡
- (2) 国郡庁跡,城館跡,戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内、その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校、研究施設、文化施設、その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設、その他社会事業に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設,治山・治水施設,生産施設,その他経済・生産活動に関する遺跡
- (7) 古墳, 墳墓並びに碑
- (8) 旧宅, 園池, 井泉, 樹石及び特に由緒のある場所

第6 水戸市指定名勝

次に掲げるもののうち、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の特に 高いもの、自然的なものにおいては、風致景観が特に優れ名所となっているもの、ある いは、その形成過程が学術的に意義のあるもの

- (1) 公園, 庭園
- (2) 橋梁, 坂道, 堤防等
- (3) 多くの種類の動物が生息する場所
- (4) 多くの種類の植物が生育する場所
- (5) 岩石,洞穴
- (6) 溪谷,瀑布,溪流,深淵
- (7) 湖沼,湿原,浮島,湧泉
- (8) 温泉
- (9) 丘陵,河川
- (10) 展望地点

第7 水戸市指定天然記念物

次に掲げるもののうち、わが国又は地域の自然を記念するもので、次の各号のいずれ かに該当し学術上特に貴重なもの

1 動物

- (1) 地域特有の動物とその生息地
- (2) 学術上保存を必要とするもの及びその自生地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群集
- (4) 地域にとって特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木, 巨樹, 畸形木, 栽培植物の原木, 並木, 社寺叢及びその生息地
- (2) 学術上保存を必要とするもの及びその自生地
- (3) 自然環境における特有の植物又は植物群落

(4) 地域にとって貴重な植物の標本

3 地質鉱物

- (1) 岩石,鉱物及び化石の算出状態
- (2) 地層の整合,不整合,褶曲及び衝上等
- (3) 地震断層等の地塊運動に関する現象
- (4) 生物の働きにより形成された岩石,又は浸食された岩石
- (5) 洞穴, 鍾乳洞等
- (6) 温泉又は沈殿物とその分布区域の保護
- (7) 風化及び浸食による景観の優れたもの
- (8) 特に重要な岩石,鉱物及び化石の標本
- (9) 地域の特色を示す地質現象を保持するもの

〇水戸市地域文化財認定活用事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、本市の区域内に存する、地域で守り伝えられてきたかけがえのない 文化財を水戸市地域文化財として認定することにより、市民が地域に対して誇りと愛着 を持つとともに、認定した文化財を将来の世代に引き継ぎ、又は語り継いでいくことが できるような環境を醸成することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要項において「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 建造物,絵画,彫刻,工芸品,書跡,典籍,古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
 - (2) 演劇,音楽,工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
 - (3) 衣食住, 生業, 信仰, 年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能並びにこれらに用いられる衣服, 器具, 家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
 - (4) 貝づか, 古墳, 城跡, 旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの, 庭園, 橋りょう, 峡谷, 山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物 (生息地, 繁殖地及び渡来地を含む。), 植物 (自生地を含む。)及び地質鉱物 (特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(要件)

- 第3条 水戸市地域文化財の要件は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市民等の推薦があるものとする。
 - (1) 本市の区域内に存するもの。ただし、無形文化財及び無形の民俗文化財はこの限りではない。
 - (2) 地域が守ってきたもの又は地域を知るうえで必要なもの
 - (3) 所有者等(有形文化財,有形の民俗文化財及び記念物における所有者又は権原に基づく占有者及び管理責任者をいう。以下同じ。)又は保持者等(無形文化財及び無形の民俗文化財における保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。)をいう。以下同じ。)が明確であるもの
 - (4) 成立後おおむね 50 年を経過しているもの
 - (5) 文化財保護法(昭和25年法律第214号), 茨城県文化財保護条例(昭和51年茨城県条例第50号)及び水戸市文化財保護条例(昭和51年水戸市条例第28号)の規定による指定又は登録を受けていないもの

(推薦)

第4条 水戸市地域文化財に推薦しようとする者(以下「推薦者」という。)は、前条の規

定に該当すると認められる文化財があるときは、別に定める期間内に水戸市地域文化財 認定推薦書(様式第1号)により、必要な書類を添えて、水戸市教育委員会教育長(以 下「教育長」という。)に推薦することができる。

2 推薦者が所有者等又は保持者等(以下「所有(保持)者等」という。)と異なる場合は、 推薦者は、前項に掲げるもののほか、水戸市地域文化財認定同意書(様式第2号)により、所有(保持)者等の同意書を提出するものとする。

(認定)

- 第5条 教育長は、前条の推薦があったときは、その内容を審査し、水戸市地域文化財に 認定することができる。
- 2 教育長は、第3条各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるものについて、 水戸市地域文化財に認定することができる。
- 3 教育長は,前2項の規定により認定をするには,水戸市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 教育長は,第1項又は第2項の規定により認定したときは,水戸市地域文化財認定通知書(様式第3号)により,推薦者及び所有(保持)者等に通知するものとする。 (助言)
- 第6条 教育長は、必要があると認めた場合又は所有(保持)者等からの要請があった場合は、水戸市地域文化財の修理及び日常の保存方法、活用手段に対して適切な助言及び情報提供を行うものとする。

(周知・活用)

- 第7条 教育長は、認定された水戸市地域文化財を水戸市ホームページ等で広く市内外に 周知するものとする。
- 2 教育長は、学校の教育活動、水戸の歴史及び文化財に関するイベント等において、水戸市地域文化財の活用に努めるものとする。

(解除)

- 第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を解除することができる。
 - (1) 水戸市地域文化財としての価値を失ったと認められたとき。
 - (2) 水戸市地域文化財として第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 所有(保持)者等から認定の解除の申出があったとき。
 - (4) その他教育長が解除することが適当と認めたとき。
- 2 前項の規定による認定の解除には、第5条第3項を準用する。
- 3 水戸市地域文化財について、文化財保護法、茨城県文化財保護条例又は水戸市文化財 保護条例により指定又は登録があったときは、当該水戸地域文化財は解除されたものと する。
- 4 教育長は、第1項の規定により認定を解除したときは、水戸市地域文化財認定解除通知書(様式第4号)により、所有(保持)者等に通知するものとする。

(所有者等の変更)

第9条 所有(保持)者等は、水戸市地域文化財について次の各号のいずれかに変更があった場合は、水戸市地域文化財変更届(様式第5号)により、速やかに教育長に届け出

るものとする。

- (1) 所有(保持)者等に変更(名義変更を含む。)があったとき。
- (2) 所有(保持)者等が住所を変更したとき。
- (3) 水戸市地域文化財の所在地を変更したとき。

(修理等の届出)

第10条 所有(保持)者等は、水戸市地域文化財の修理若しくは現状の変更又はその保存 に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、あらかじめ水戸市地域文化財修理届(様式 第6号)により、教育長に届け出るものとする。

(滅失の届出)

第11条 所有(保持)者等は、水戸市地域文化財の全部若しくは一部が毀損し、これを亡失し、又は盗難にあった場合は、速やかに水戸市地域文化財滅失(毀損・亡失・盗難)届(様式第7号)により、教育長に届け出るものとする。

(経費の負担)

第12条 水戸市地域文化財の修理,復旧その他の管理の経費は,当該文化財の所有(保持)者等の負担とする。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。